

中小連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名			
中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(五)付表一「1」の合計)	1	前期繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算				
			当該連結事業年度の判定基準試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表一「25」の合計)			10	円
		中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 額 (1) × $\frac{15}{100}$	2	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (前 期 の (10))	11
					連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$	12
		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	3	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	改 定 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (11) × (12)	13
	連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の				判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)	14	円
	当 期 税 額 基 準 額 (3) × $\frac{20}{100}$	4	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (前 期 の (10))	15	
				連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	上 記 の 場 合 以 外	判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (前 期 の (10))	15
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (2)と(4)のうち少ない金額)	5	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (前 期 の (10))	15	
				連 結 月 数 が 異 なる 場 合 親 法 人 事 業 年 度 の	上 記 の 場 合 以 外	判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (前 期 の (10))	15
	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (4) - (5)	6	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額 (16) - (17)
				平 平	・ ・	16	17
	繰 越 中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (16) の 計	7	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	平 平	・ ・	(別表六の二(五)付表二「36」) 円	円
				平 平	・ ・	(別表六の二(五)付表二「36」) 円	円
	同 上 の うち 当 期 控 除 額 (6)と(7)のうち少ない金額 (10 ≤ (13)、(14)又は(15)の場合は0)	8	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	計		(8)	
当 期 分				(2)	(5)		
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (5) + (8)	9	前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	計				
			合 計				

別表六の二(五)

平十七・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（五）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項又は第8項（中小連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$ ¹²」の記載に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。